

8. 目標の設定と管理

(1) 目標指標と目標値の設定

見附市 立地適正化計画は目指すべき将来都市像を「スマートウェルネスみつけ」とし、人口減少に対応したコンパクトな都市構造とするだけでなく、歩くことを基本とした「住んでいるだけで健やかに幸せに暮らせるまち」の実現を目指しています。

このため、目標の達成度をはかる指標については、「都市のコンパクトさ（人口の集積状況）をはかる指標」に加えて、「人々の健康度」や「移動に対する意識の変容」などを把握できる指標の設定が適切と考えられます。

そのため、本計画の上位計画である「第5次見附市総合計画」（平成28年3月）で設定している「基本施策の達成度をはかる指標」の中から、「要支援・要介護認定率」や「コミュニティバス利用者数」を立地適正化計画の目標指標とします。

表－立地適正化計画の目標指標と目標値

	目標指標	基準数値 (基準年)	目標値 (目標年度)	実績値 (令和2年)
都市のコンパクトさ(人口の集積状況)をはかる指標	居住誘導区域内人口密度	約 50 人/ha (平成 27 年)	約 40 人/ha (令和 22 年) ※1	約 47 人/ha
人々の健康度をはかる指標	要支援・要介護認定率	17.2% (平成 27 年)	22.3% (令和 22 年) ※2	17.6%
移動に対する意識の変容をはかる指標	コミュニティバス利用者数	123,000 人/年 (平成 27 年)	230,000 人/年 (令和 8 年) ※3	160,381 人/年

※1. 市独自推計に基づき人口推移した場合の試算値です。上位計画の目標値が変更された場合はその値を年度の目標値とします。

※2. 「第9期見附市介護保険事業計画」での推計値になります。新たな計画が策定された際は、その推計値を目標値とします。

※3. 「見附市地域公共交通計画」の目標値が変更された場合はその値を目標値とします。

(2) 期待される効果

「見附市第2期総合戦略・人口ビジョン」では、出生数確保と出生率の向上のため、第2子以上を出産したくなる支援や体制づくりを進め、20歳代から30歳代の若年層の社会動態の改善に取り組むことで、2040年時点で社人研推計値（3.1万人）より約1,000人多い3.2万人と推計しています。

本計画の3つの目標値を達成することにより、人口ビジョンと社人研推計値の差分である約1,000人の人口減少を抑制し、人口ビジョンで目指す将来展望の実現に寄与する効果が期待されます。

また、人口ビジョンによる将来展望のシミュレーションに基づき、居住誘導区域や地域コミュニティゾーンへの居住誘導が行われた場合、居住誘導区域の人口密度を40人/ha以上を維持することが可能と見込まれます。

（現状の居住誘導区域内人口密度は約47人/haです。居住誘導施策を行わず成り行きに任せた場合、

居住誘導区域の人口密度は 37 人/ha 程度にまで低下する見込みです。)

また、コミュニティバス利用者数が増加し、自動車に依存せず他の公共交通や自転車、徒歩での移動を基本とした歩いて暮らせるまちづくりを進めることは、要支援・要介護認定率の抑制につながり、ひいては介護給付費や高齢者の医療費削減は市の財政状況の改善に寄与する可能性があります。

■目標値の達成により期待される効果

⇒人口減少の抑制（約 1,000 人）

■人口減少を抑制し、一定以上の居住誘導区域内人口密度を維持した場合に期待される効果

⇒一定の人口集積によって支えられる生活利便施設や公共交通などの生活サービス機能の維持

⇒自動車に頼らず暮らせる「歩いて暮らせるまちづくり」の実現

⇒空き家やインフラが適正に管理された安全・安心に暮らせる居住環境の維持

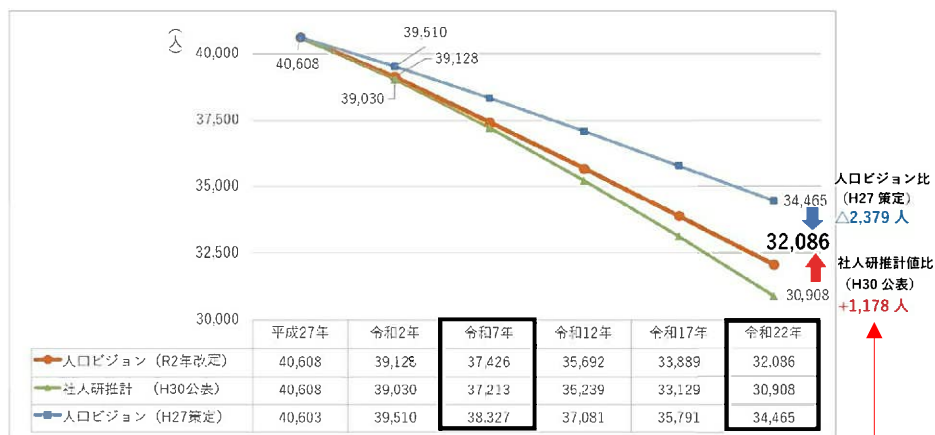
⇒活気ある地域コミュニティの維持 など

【人口ビジョンによる将来展望】

【人口ビジョンによる将来展望の要点】

■年間出生数を 250 人とし、R7 年以降は 5 年ごとに 5 人減に留める

■20～30 歳代の社会動態を年間 30 人減少に留める（20 歳代の社会動態を 50 人減少、30 歳代の社会動態を 20 人増加）



3つの目標値の達成により人口減少を抑制し、人口ビジョンの将来展望を実現

(3) 目標の管理方策

おおむね 5 年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況や評価指標の状況について、関連計画や関連施策と連携を図りながら調査及び評価を実施し、施策・事業の見直しを行います。

(参考) 見附市 立地適正化計画 主な改正履歴

【平成 29 年 3 月 当初公表版】

- ・ 以下の内容を掲載した見附市 立地適正化計画を策定
 1. 見附市 立地適正化計画の位置づけ
 2. 地域コミュニティ別にみた見附市の現状と課題
 3. 見附市の将来都市像と基本方針
 4. 都市機能誘導区域と誘導施設・誘導施策

【平成 31 年 3 月 第 1 回改訂版】

- ・ 居住誘導区域及び居住誘導施策を追加
- ・ 地域コミュニティゾーンの設定の考え方を追加
- ・ 都市機能誘導区域を一部変更（今町地区の一部を家屋倒壊等氾濫想定区域の公表に伴い変更）
- ・ 低未利用土地の有効活用と適正管理のための指針等を追加

【令和 2 年 3 月 第 2 回改訂版】

- ・ 地域コミュニティゾーンの具体的な区域設定手順と区域図を追加
- ・ 居住誘導区域と地域コミュニティゾーンにおける誘導施策の具体的内容を追加（新築・中古住宅取得に対する補助施策の見直し等）

※第 2 回改訂は軽微な変更に該当する

【令和 7 年 3 月 第 3 回改訂版】

- ・ 計画の評価及び都市機能誘導区域、居住誘導区域における誘導施策の見直し
- ・ 防災指針を追加

見附市 立地適正化計画

令和7年3月

新潟県見附市都市環境課

TEL 0258-62-1700

FAX 0258-62-7062

Mail : tokan@city.mitsuke.niigata.jp